

暮らし得情報 12

DECEMBER 2008

- 悪質商法にご注意ください
「私はだまされない」と思わないで…………… 1
- 身に覚えのない請求に少額だからといって支払わないで…… 3
- 多重債務者無料相談会を開催します…………… 4

悪質商法にご注意ください

～「私はだまされない」と思わないで！～

私たちの暮らしは、インターネットや携帯電話による情報化の進展などにより、とても便利になりました。しかしその反面、そういった機器や個人情報を悪用した悪質商法が後を絶たず、その手口も年々巧妙化してきています。

悪質商法を行っている相手は、訓練を重ねた「プロ」です。「おいしい話」「素敵な笑顔」「おどし」「泣き落とし」などを巧みに利用して、あなたの大切な財布を狙っていますので、注意してください。



こんな手口に要注意!

【おいしい話に落とし穴】

○催眠(SF)商法

「日用品を無料で配る」などと言って人を集め、閉め切った会場を熱狂的な雰囲気盛りに、「買わないと損だ」という一種の催眠状態を作り出し、最後に高額な商品売りつけられます。

☞ 景品をもらおうと、断りづらくなります。
ただより高いものではありません。



○マルチ商法

「この商品が売れば必ず儲かるから」などと言って、商品を購入させますが、勧誘時の成功話と違って商品が売れず、多額の借金を抱えたり、人間関係を壊し、「加害者」として訴えられることも…。

☞ 楽しんでもうかる話はありません。
うまい話には危険がいっぱいです。




こんな手口に要注意!

【世の中うまい話はありません】

○当選商法


懸賞サイトなどに登録すると、「350万円当選した」などとメールが入ります。受取手続として、あるサイトのポイントを購入させ、メールで当選金受取のやりとりをしますが、いつまでたっても当選金を支払ってもらえません。

 当選金をエサに、ポイント購入させる手口です。
個人情報悪用の悪用にご注意ください。



○利殖商法・出資金商法

「毎月3%の利息」「3年後に出資金を全額返還」「必ず儲かる」などと言って勧誘し、大金を出資させます。最初は毎月あった配当も、次第に滞ったり、解約手続きをしてくれないなどのトラブル相談が多数寄せられています。


 必ず儲かる投資はありません。
しくみや内容が理解できない取引は契約しないで!



【見えない相手との取引・連絡は慎重に】

○インターネット取引


インターネットオークションやネットショッピングなどで、「送金したのに、商品が届かない」「(話と違って)中古品・仕様違い・破損品が送付された」などのトラブルが発生しています。

 インターネットの匿名性を悪用して詐欺をする者がいます。取引する際は、事業者の評価・評判等を参考に信頼できる相手かどうか確認し、HP画面やメール等の取引の過程を保存しておきましょう。



○携帯電話への不当請求メール

「総合情報サイトの料金未納」「期限までに支払いがない場合、身辺調査して自宅・勤務先に請求する」「至急連絡を」などと言って、電話をかけさせ、個人情報を入手したり、不当な請求をしたりします。

 携帯電話に不当請求メールを送信する手口が増えています。連絡すると、相手に個人情報を入手されますので、無視してください。

